

事務連絡

2023(令和5)年5月2日

一般社団法人 日本船舶電装協会
会員及び賛助会員の皆様へ

一般社団法人 日本船舶電装協会
専務理事 白井 精一

業務用無線設備等を導入する船舶所有者に対する補助制度について

会員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当協会の事業にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、国土交通省では小型旅客船等の安全対策の一環として、小型旅客船等への安全設備の早期導入を図るため、一定の条件を満たす航行区域、旅客定員等を有する船舶に業務用無線設備又は非常用位置等発信装置(衛星非常位置指示無線標識(EPIRB)、船舶自動識別装置(AIS))を導入する船舶所有者に対する補助制度が設けられましたのでお知らせします。

詳細は、下記に示すホームページをご確認ください。

記

1. 事業の名称：令和4年度補正予算「小型旅客船等安全対策事業費補助事業」

<https://marine-safe.jp/marine-safe/>



2. 公募期間：令和5年4月26日(水)～9月29日(金)

3. 補助対象設備：

(1)業務用無線設備 (VHF 無線電話、MF 無線電話等)

(2)非常用位置等発信装置(衛星非常位置指示無線標識(EPIRB)、船舶自動識別装置(AIS))

4. 補助対象船舶：

(1)旅客定員13名以上の船舶

(2)旅客定員12名以下の船舶のうち、海上運送法の適用を受ける事業者が使用する船舶

5. 報道発表資料(4月26日)：

「小型旅客船等への安全設備の早期導入を支援します！」

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001603407.pdf>



以上